

新提言加え47項目取りまとめ

2024年度政策提言・宣言を公表

副会長 河村 卓 (社会保険労務士総合研究機構運営委員会 委員長)



1 3月13日政策提言・宣言を公表

社会保険労務士総合研究機構（以下「社労士総研」という。）では、労働・社会保障、人事・労務管理の有識者の協力も得て、専門分野における政策提言を継続的に実施しています。2024年度においても事業計画に基づき、「社会保険労務士総合研究機構の事業」として、労働・社会保障全般及び人事・労務管理に関する政策提言の実施に向けた検討を進めてまいりました。

今般、連合会ホームページ会員専用ページに設置している「意見投稿フォーム」に寄せられた社労士の皆様の意見を基に「2024年度政策提言・宣言『人を大切に作る企業と社会の実現に向けて』」を7つの観点で整理し、47項目に取りまとめ、本年3月13日に公表しましたのでご報告いたします。

2 2つのプロジェクトで議論深める

社労士総研に「政策提言実行プロジェクト」を設置し、社労士の皆様の意見の集計、分析、選定を行うとともに、特定の分野に関する提言を深く検討するために、新たに「年金・社会保障プロジェクト」を設置し、提言に向けた検討を行いました。また、提言に向けたプロセスにおいては労働・社会保障の有識者（大学教授等）へのヒアリングを行う精査期間を設け、提言内容の向上に努めました。最終的に両プロジェクトで取りまとめた提言案を社労士総研運営委員会に諮り、正副会長会、常任理事会、理事会への報告を経て公表に至りました。

(1) 意見募集の実施

- 対象 社労士
- 対象期間 2023年6月16日～2024年6月15日
※意見は通年募集していますが、毎年6月15日までに寄せられた意見をもとに当該年度の政策提言を取りまとめています。
- 実施方法 ①個人からの投稿（Webフォーム）②都道府県会設置委員会等からの提出
- 意見総数 232件

(2) 集計・分析・選定：社労士総研政策提言プロジェクト

(3) 提言内容の精査（有識者ヒアリング）：社労士総研政策提言プロジェクト 年金・社会保障プロジェクト

(4) 取りまとめ案決定：社労士総研政策提言プロジェクト 年金・社会保障プロジェクト

(5) 審議：社会保険労務士総合研究機構運営委員会（2025年2月17日開催）

(6) 正副会長会、常任理事会、理事会報告（2025年3月11日開催）

3 新たに19項目の提言を追加

本年度においては、「多様なキャリア形成の支援」「きめ細やかな子育て、介護との両立支援」「時代に合わせた社会保障制度への転換」などの観点で整理したうえで、過去の提言に新たな視点を加え改定した提言2項目と、新たに寄せられた意見に基づく提言19項目を加えた47項目の提言を取りまとめました。また、「働く」ことの価値観や働き方などが多様化する中、法的アプローチだけではなく、企業戦略の部分においても社労士としての専門性を対外的に発信するとした宣言項目「人的資本経営の実効性確保に向けて」を盛り込みました。

2024年度新規追加及び改定した提言一覧

提言1. 時代に合わせた社会保障制度への転換

- 1-1. 国民年金第3号被保険者制度の見直し
- 1-2. マルチジョブホルダーへの雇用保険適用
- 1-3. 標準賞与額の上限の引き上げの仕組みの見直し

提言2. 公正なセーフティネットの整備

- 2-1. 年金及び各種手当の毎月払い ※過去の提言から一部改定
- 2-2. 労働保険の暫定任意適用事業の廃止
- 2-3. 高額療養費制度における多数該当の保険者通算制度の導入
- 2-4. 高額介護合算療養費の所得基準内容の見直し
- 2-5. 失業に伴う国民健康保険料の軽減措置証明書類について
- 2-6. 健康保険及び厚生年金保険における激甚災害時減免措置の導入
- 2-7. 育成就労制度における監理支援機関への労働社会保障及び労務管理の専門家による外部監査の導入

提言3. きめ細やかな子育て、介護との両立支援

- 3-1. 育児休業・介護休業の労使協定適用除外の見直し及び休業給付に係る被保険者期間の短縮 ※過去の提言から一部改定
- <育児との両立> 3-2. 育児休業を複数回取得した際の養育特例の継続適用
- 3-3. 育児休業給付と健康保険各種給付との併給調整の導入
- <介護との両立> 3-11. 介護休業給付に係る就労日制限の廃止
- 3-12. 介護休業給付の手続簡便化

提言4. 多様なキャリア形成の支援

- 4-1. オンラインでのハローワーク求職登録の解禁

提言5. シンプルで実効性のある制度づくり

- 5-1. 厚生年金保険資格喪失時の国民年金への自動切換え
- 5-2. 75歳到達時の健康保険資格の自動喪失
- 5-3. 労働保険と社会保険との賞金（報酬）の定義の統一
- 5-4. 雇用保険被保険者転勤届の廃止

提言6. 働く人の健康確保に向けた改善

- 6-1. 労働基準法に労働時間の定義の規定化

社会保険労務士総合研究機構

NEW

なお、本年度の提言では、とりわけ多様な働き方の阻害要因、法制度や現場で不公平・非効率な運用を生んでいる法規制など、現行法制度において改善すべきと考える項目として7項目を、本年度の特徴的な提言として取り上げています。

特徴的提言

① 国民年金第3号被保険者制度の見直し

第3号被保険者制度については、対象が専業主婦等の制度であり自身が保険料を拠出していないことも相まって、他の年金制度との間での不公平感等の課題が挙げられているが、制度創設当初の趣旨や状況を勘案しつつ、一定程度期間を設けた上で、将来的には廃止の方向で具体的な見直しを検討する。

なお、現行の第3号被保険者制度の中での被保険者の就労及び稼得の状況等を区分した上で、第1号被保険者制度と第2号被保険者制度のどちらかに移行する等の改善を図ることを提言する。

② 育児休業・介護休業の労使協定適用除外の見直し及び休業給付に係る被保険者期間の短縮

育児休業及び介護休業については、労使協定の締結により、勤続1年未満の労働者からの申し出を拒み適用除外とすることが可能となっているが、雇用の流動化や育児、介護との両立支援（スムーズ

な復帰等)の観点から、労使協定締結による適用除外の要件である労働者の勤続歴について勤続6か月に短縮することを提言する。

加えて、育児休業給付及び介護休業給付においては、休業開始前に12か月の雇用保険加入が要件として定められているが、これも6か月に短縮することを提言する。

③年金及び各種手当の毎月払い

各種年金や児童手当、児童扶養手当等の各種手当の支給は、年6回等、隔月払いを原則としているが、国民の生活設計の利便性を向上させるため、これを毎月払いに変更することを提言する。

④オンラインでのハローワーク求職登録の解禁

求職者マイページを含めたハローワークインターネットサービスの全機能を利用するためには、ハローワークに出向き、求職登録をする必要がある。

在職者の失業期間のない円滑な労働移動を促進するため、この手続をオンラインで完結できるようにし、ハローワークのすべての支援を受けることができるようにすることを提言する。

⑤育成就労制度における監理支援機関への労働社会保障及び労務管理の専門家による外部監査の導入

育成就労制度における監理支援機関については、外部監査人の設置が許可要件とされているが、外部監査の実効性を高めるため、外部監査人には、所定の講習を受講し、かつ、労働社会保障諸法令及び労務管理の国家資格者であることを要件とすることを提言する。

⑥厚生年金保険資格喪失時の国民年金への自動切換え

退職等により、厚生年金保険を資格喪失すると、厚生年金保険の被保険者(第2号被保険者)及び被扶養配偶者(第3号被保険者)であった人はそれぞれ国民年金(第1号被保険者)の加入手続が必要となるが、その手続漏れにより国民年金保険料の未納の問題が散見されることから、厚生年金保険資格喪失時に、第2号被保険者及び第3号被保険者が国民年金の第1号被保険者へと自動的に切り換わるよう制度運用の変更を提言する。

⑦75歳到達時の健康保険資格の自動喪失

75歳になると後期高齢者医療制度に自動的に加入することになるが、これまで加入してきた健康保険の資格喪失手続が別に必要となり、その資格喪失手続が漏れていると健康保険料の負担が継続する等の不具合から国民、事業主及び保険者ともに負担がかかることになる。後期高齢者医療制度の加入に伴い、健康保険の資格喪失も自動的に行われるように制度運用を変更することを提言する。

公表ページ

連合会ホームページ「注目トピックス」または右記二次元コードから掲載ページにアクセスできます。



4 政策提言に反響 今後の進展に期待

社労士の皆様からの意見募集を基にした政策提言・宣言は、2022年度から開始しており、本年度で3回目の公表となります。連合会では、提言内容について、政府関係会議等からのヒアリング要請等あらゆる機会を通じて発信しています。2024年度から、政策提言項目のうち、政府関係会議等の報告書等で言及のあったものや制度改正が実現した項目を実績一覧として、提言公表Webページにて随時掲載しています。

政府検討状況（過年度の連合会提言に関連する項目）

- ◆厚生労働省設置「労働基準関係法制研究会」報告書（2025年1月8日公表）に盛り込まれた提言
 - ・特例措置対象事業場における法定労働時間週44時間制の見直し【2023年度提言】
 - ・年次有給休暇取得日における賃金計算時に採用する賃金の統一化【2022年度提言】
 - ・副業・兼業における労働時間通算による割増賃金支払いの撤廃【2022年度提言】
- ◆労審発1650号「今後の労働安全衛生対策について（建議）」（2025年1月17日付）に盛り込まれた提言
 - ・ストレスチェック実施の人数要件の撤廃【2022年度提言】
 - ・小規模事業場への健康管理支援体制の見直し【2022年度提言】

5 2025年度意見募集は6月15日まで

全国の社労士の皆様におかれましては、実務から得られた貴重なご意見を多数投稿いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

今後も論点の抽出をはじめ丁寧に議論を重ねていくとともに、政策提言決定に向けたプロセスの改善、継続的な政策提言が行えるよう組織体制の充実化等を図り、政策提言の質を高めてまいりたいと考えております。

連合会は、今後も「人を大切にする企業づくりから人を大切にする社会の実現」に向けて、労働法・社会保障制度及び人事労務の専門家であり、労使双方の視点を併せ持つ社労士による政策提言を継続的かつ積極的に発信してまいりますので、社労士の皆様におかれましては、2025年度政策提言に向けた意見投稿フォームへの意見投稿など、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

政策提言に向けた**労働・社会保障制度の改善提案**受付中

意見投稿フォームのご案内



連合会ホームページ会員ページで常時投稿を受付

下記URLまたは右記二次元コードからアクセスのうえご投稿ください。
連合会ホームページ会員ページTOPページのバナーからもアクセスできます。



▼連合会HP会員ページTOP設置バナー

政策提言に向けたご意見を募集しています
意見投稿フォームはこちら



<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Default.aspx?TabId=830>

【対象】社労士

【募集内容】労働・社会保障制度の改善提案

- ※ 建設的な提言を行うため、単なる批判ではなく、改善提案についても必ず明記いただきますようお願いいたします。
- ※ すべてのご意見を必ず取り上げるものではありません。

2025年度政策提言対象意見は 2025年6月15日 投稿分まで

毎年6月15日までに投稿いただいた意見を参考に取りまとめた内容を、同年度3月に政策提言として公表します。